

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年8月1日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第1 個人市民税</p> <p>(2) 外部委託の検証の視点 【意見1】(報告書 53 ページ) データ入力作業について(平成 30 年度監査措置の検証) 受注業者に提示する見積概算件数の範囲について、前年度の実績件数を基に正確に精査することを検討されたい。 (市民税課)</p> <p>(4) 課税客体の把握の視点 【意見2】(報告書 56 ページ) 事業所・家屋敷課税について 事業所課税について、市内に数多ある事業所の把握には相当の時間と労力が必要であろうが、費用対効果を踏まえながら、定期的な実態調査及びその実態調査方法の研究を行うことについて、検討が望まれる。 (市民税課)</p> <p>(5) 過料の検証の視点 【意見3】(報告書 57 ページ) 過料について 市税条例第28条に基づく過料を科す場合と科さない場合の判断基準及び金額の算定基準を明確にし、その実務手順についても内規として準備していくことの検討が望まれる。 (市民税課)</p>	<p>過去の実績及び当該年度の増減理由等をよく検討し、見積概算件数と実績件数との間に誤差が生じないように努める。 (市民税課)</p> <p>意見を踏まえ、他市の事例等を研究していく。 (市民税課)</p> <p>意見を踏まえ、他市の事例等を研究していく。 (市民税課)</p>
<p>第2 法人市民税</p> <p>(1) 課税事務の検証の視点 【指摘1】(報告書 65 ページ) 法人市民税の減免について 収益事業を営んでいないことの証明については書面の添付を求めるよう、書面の種類及び確認方法等について検討し、条例に則した方法となるよう要領の見直しを要望する。 (市民税課)</p> <p>【意見4】(報告書 67 ページ) 法人除却の要件と処理の整合性について 市で定める除却要件に、除却要件に該当してもなお除却に疑義のある法人がある場合の取り扱いについての実務指針を追加し、除却要件を整備することの検討が望まれる。 (市民税課)</p>	<p>令和6年度減免申請分から条例に則した運用とするため、収支決算書及び事業報告書の提出を求めるよう減免取扱要領の改正を令和6年2月5日付けで行った。 (市民税課)</p> <p>意見を踏まえ、不申告法人調査手順の確認を行い検討を進める。 (市民税課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 過料の検証の視点 【意見5】(報告書 67 ページ) 過料について 市税条例第28条に基づく過料を科す場合と科さない場合の判断基準及び金額の算定基準を明確にし、内規として整備することについて、検討が望まれる。 (市民税課)</p> <p>第3 固定資産税(土地及び家屋) (1) 外部委託の検証 【意見6】(報告書 81 ページ) 航空写真による調査へのAI活用について 航空写真による調査にAIを活用している先自治体を参考にして、先進的技術の導入を積極的に推進することで事務の効率化、外部委託費用の削減を図り、更なる公平な課税の実現に努めることが望まれる。 (資産税課)</p> <p>(2) 課税客体把握の検証 【意見7】(報告書 82 ページ) 非課税固定資産の確認方法について 非課税固定資産の確認に、例えばWAMNETを活用するなど、更に適正な賦課となるよう新たな確認方法も模索されたい。 (資産税課)</p> <p>【意見8】(報告書 82 ページ) マンションギャラリーへの課税について マンションギャラリーについての課税について、現時点で課税対象となるものを把握し、法令に沿って遡及して厳正な課税を行うとともに、今後は適切な課税を徹底することでより一層公平な課税となるよう努められたい。 (資産税課)</p> <p>【意見9】(報告書 83 ページ) スケルトンリフォームの捕捉について スケルトンリフォームは現状捕捉が困難であるが、本来は課税客体になるものであるから、将来的には効率的かつ効果的な捕捉ができるように、他自治体の捕捉方法を参考にするなど、法整備を進めるよう検討することが望まれる。 (資産税課)</p>	<p>意見を踏まえ、他市の事例等を研究していく。 (市民税課)</p> <p>AI判読の実績が増え、学習するデータ量も蓄積したことで判読精度はかなり向上しているものの、まだ目視に比べて精度(細かい判定が特に)が劣ってしまう。このため、目視(オリジナル)による判読と、目視による漏れがないようAIによる判読を併用している。 (資産税課)</p> <p>登記の異動があった場合や建築確認申請等が行われた場合は、非課税の目的に合致しているか現地確認をしている。他の確認方法については模索したい。 (資産税課)</p> <p>課税対象となるマンションギャラリーについては課税を行う。また、今後設置されるものについては個別に現地調査をし、所有者にも状況確認を行い適切に対応していく。 (資産税課)</p> <p>他市(中核市)の状況等を参考に、課税客体の把握を行っていく。 (資産税課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見10】（報告書84ページ） 課税保留について 課税保留が増加傾向にあること及び相続登記義務化による一時的な課税保留の増加による課税の公平性及び税収の損失を最小限にするために、現在行っている広報活動に加えて、課税保留の取扱要綱を定めるなど更なる対策を講じることが望まれる。 (資産税課)</p> <p>(3) 課税事務の検証 【意見11】（報告書84ページ） 新築家屋調査について 担当課職員教育を更に徹底することで再発防止に努め、公平性の観点から全ての納税義務者に対して、規則に沿った課税事務が運用されることが望まれる。 (資産税課)</p> <p>(4) 他部署との連携の検証 【意見12】（報告書85ページ） 家屋評価における建築指導課との更なる連携について 納税者の利便性を高め、家屋評価の時間短縮による事務効率化を図るために、新增築時の家屋評価に必要な情報を共有または事前に容易に入手できる体制を構築するなど、建築指導課との更なる連携が望まれる。 (資産税課)</p>	<p>課税保留の取扱いについては、内部での取扱いの基準に基づき対応しているところである。今後も引き続き厳正に調査・審査を行い、対応を決定していく。 (資産税課)</p> <p>事案について家屋担当全職員で情報共有をし、再発防止のため周知徹底を行った。 (資産税課)</p> <p>民間機関である指定確認検査機関による建築確認申請の審査が多いことから、図面等建築指導課からの情報提供は限られてしまう。また、確認申請の図面と相違する場合もあることから、家屋評価に際し最終の建築図面等を事前にご用意いただき現地調査・計算を行い、事務の効率化を図っている。 (資産税課)</p>
<p>第5 固定資産税（償却資産） (1) 課税客体把握の検証 【意見13】（報告書95ページ） 新規納税義務者の捕捉について 現在の新規納税義務者の捕捉方法に加え、税務署へ提出された開業届リストや商工会議所等からの新規事業開業者の情報の入手を試みるなど、積極的な新規納税義務者の捕捉に更に注力されたい。 (資産税課)</p> <p>【意見14】（報告書96ページ） みなし課税について みなし課税は効率的かつ効果的であるが、新規取得資産に対する課税漏れ及び除却資産に対する過大課税が生じる恐れがある。納税義務者</p>	<p>現在の捕捉方法のほか、確実な税収につながるが見込まれる効率的で効果的な情報収集方法を模索しながら、新規納税者の把握に努めている。 (資産税課)</p> <p>みなし課税は申告書が提出されない場合にやむを得ず行っている便宜的な事務処理であり、従来と同様、未申告者には申告書の提出を求めている</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>に電話連絡をする際に、みなし課税がなされたとしても申告は必要であることを伝え、償却資産申告の手引きにも記載し、納税義務者へ周知徹底することで、正しい申告に基づく適正な課税が行える手法を構築されたい。 (資産税課)</p> <p>(2) 更正処理の検証 【意見 15】(報告書 97 ページ) 税務署情報の活用について 公正かつ公平な課税のためのもう一步踏み込んだ取組として、同じ税務行政の担い手である税務署と今まで以上の協力関係を構築し、現状の非効率的でアナログな税務署調査の方法を改め、税務署情報をデータとして提供を受けるなど、税務署情報をより有効活用して調査対象を更に広げることにも注力されたい。 (資産税課)</p> <p>【意見 16】(報告書 98 ページ) 調査対象の選定について 現在の調査対象の選定において、従来から行っている抽出要素だけでなく、過去に悪質な事業者や多額の申告漏れが確認された事業者、事業の所得が一定以上の未申告事業者、所得に比して申告税額が少額である事業者を加えることは効果的であると考えられるため、検討されたい。なお、当該抽出要素を従来の選定方法に加えるには、少なくとも数年分データを取り、その分析が必要であるため、中長期的なビジョンで取り組むことが望まれる。 (資産税課)</p> <p>(3) 課税事務の検証 【意見 17】(報告書 98 ページ) 質問検査権の行使について 課税の公平性の観点から、償却資産を所有しているのが明らかであるにもかかわらず、未申告であり、なおかつ、申告に応じない悪質な未申告事業者へ立ち入り検査することは法的にも可能であるため、対象を絞って質問検査権を行使し、訪問調査も必要に応じて実施されたい。 (資産税課)</p> <p>(4) 過料等の検証 【意見 18】(報告書 99 ページ) 未申告者に対する過料について</p>	<p>く。 なお、みなし課税となっても申告は必要であることを申告書提出依頼の際に送付する申告の手引きに記載し、周知を図る。 (資産税課)</p> <p>法人税の申告については書類のみで申告書を提出する事業者もあることから、現状では、当課において税務申告について調査が必要な事業者を絞り込み、税務署に赴き原本をコピーせざるを得ない状況である。 (資産税課)</p> <p>課税客体の把握に当たっては、過去の状況や現在の申告状況、事業所得等を総合的に勘案した上で税収につながる見込みのある事業者を選定し、書類調査や訪問調査、税務署資料調査を行っている。 また、調査対象の選定に当たっては、課内各担当や関係課からの情報収集を行っている。 (資産税課)</p> <p>課税客体の把握に当たっては、地方税法に定められた質問検査権が不正申告などを摘発するための強制調査ではないことに留意しながら、必要に応じて書類の提供を求めたり、訪問による実地調査などを行っている。 (資産税課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>国税資料等により償却資産を所有することが明らかであり、かつ、催告に応じない者に対しては、法令どおりの厳正な処分を行うことが望まれる。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>過料の賦課に関しては、その必要性について個別具体的に慎重に検討した上で決定していく。</p> <p>(資産税課)</p>
<p>第6 軽自動車税 (1) 契約書及びマニュアルの検証 【意見 19】(報告書 110 ページ) 契約書について 業務委託契約書における委託業務の記載は明確に記載すべきである。</p> <p>(市民税課)</p> <p>【意見 20】(報告書 111 ページ) 窓口マニュアルについて 窓口での正確かつ統一的な事務処理のため、窓口マニュアルの記載内容は実務に適合するよう修正すべきである。</p> <p>(市民税課)</p> <p>(2) 課税漏れ防止策の検証 【意見 21】(報告書 112 ページ) 課税漏れに対する防止策 課税漏れの対策として、ホームページ等様々な方法で、所有者へ周知を強化することに努めてほしい。</p> <p>(市民税課)</p> <p>(3) 他部署との連携の検証 【意見 22】(報告書 112 ページ) 他部署との連携強化について 軽自動車の担当者は、資産税課(特に償却資産担当)とより協力体制を強化し、各担当者同士の情報共有だけでなく、周知にも力を入れるべきである。</p> <p>(市民税課)</p> <p>(4) 課税事務の検証 【意見 23】(報告書 113 ページ) 案内文書発送事務について 案内文書の作成及び発送事務は、一定の効果があるものと想定されることから、今後も継続</p>	<p>令和6年度当初納通の契約(令和6年1月25日付け締結)に際して、「業務明細書」及び「仕様書」として明確に記載し契約手続を行った。</p> <p>(市民税課)</p> <p>令和6年4月に窓口マニュアルの記載内容を実務に適合するよう改定(納税義務発生日の考え方ははじめとした記載内容の修正)した。</p> <p>(市民税課)</p> <p>国の作成した特定小型原動機付自転車に関するチラシも来庁者の目に留まるエリアに準備したほか、令和6年10月までに、本市ホームページの軽自動車税(種別割)に関するQ&Aについてわかりやすい記述で拡充していく。</p> <p>(市民税課)</p> <p>既に固定資産税(償却資産)担当課である資産税課や軽自動車税担当課である当課において連携している。</p> <p>例えば、固定資産税に該当するのか軽自動車税に該当するのか一見判断が難しい農耕作業用トレーラについて、判断基準等を本市ホームページに掲出している。今後も資産税課と連携してわかりやすい周知を行う。</p> <p>(市民税課)</p> <p>令和6年度においては、10月に発送対象者がその後廃車や名義変更手続を行ったかどうか(車両</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>されたい。</p> <p>なお、外部委託されてはいないものの、発送までの人件費や発送コスト等の費用は発生していることから、費用対効果を検証・把握し、より効果的な方法を検討することも望まれる。</p> <p>(市民税課)</p> <p>【意見 24】(報告書 114 ページ) 課税保留増加の防止策について</p> <p>課税保留については、件数が毎年約 30 件超ずつ増加していることから、相続人調査等を適切に行い、課税保留の増加防止に努めることが望まれる。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>単位で行われたか)を確認する予定であり、実施方法の詳細検討を行う。</p> <p>(市民税課)</p> <p>死亡人課税が生じた場合には、現時点でも相続人調査や関係者等に対して車両のお尋ねを実施しているため、今後も引き続き調査を実施していく。</p> <p>(市民税課)</p>
<p>第 8 入湯税</p> <p>(1) 課税客体把握の検証</p> <p>【意見 25】(報告書 124 ページ) 鉱泉浴場への訪問調査について</p> <p>入湯税の特別徴収義務者である鉱泉浴場に対する訪問調査については、市税条例第 147 条に規定する帳簿の保存義務期間を考慮し、全施設に対し、年 1 回の訪問調査が行えるよう調査計画を検討することが望まれる。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>令和 6 年度では、特別徴収義務者である鉱泉浴場全施設に対して年 1 回訪問調査を行うよう調査計画を作成した。令和 7 年度以降については、令和 6 年度の調査結果を鑑みた上で計画を策定し、調査を行う。</p> <p>(市民税課)</p>
<p>第 9 事業所税</p> <p>(1) 公平性の視点</p> <p>【意見 26】(報告書 130 ページ) 貸付申告書について</p> <p>「事業所等新設(廃止)申告書」の提出があった際は、貸付(異動)申告書の提出義務の確認及び申告の促進が望まれる。</p> <p>また、貸付申告書について、申告状況の把握やその管理体制について、検討の余地がある。貸付申告書の申告の有無が事業所税納税額に直接影響することはなく、事業所税の賦課及び調査等の業務を、市民税課の税制・法人担当の職員のうち、専属の担当者 2 名、及び、事業所税以外の諸税と兼務している 1 名が担当していること等を考慮すると、その調査・確認に人員や時間をかけられないことは理解できるが、条例に規定されている以上、申告に対する一定の牽制を貸付者に対し行うべきである。</p> <p>また、事業所税については、法人市民税と比べ</p>	<p>令和 5 年 12 月から事業所税申告対象法人に対し、貸付申告制度に関する案内チラシ(提出義務の確認や申告書の提出等)の送付を開始した。今後も、法人に対し貸付(異動)申告書の適正な提出を促すための案内チラシの送付等、わかりやすい周知を行う。</p> <p>(市民税課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>て納税義務者が少ない税目だからこそ、貸付申告書の管理体制の確立のために、貸付申告制度の更なる周知、定期的なサンプル調査等の対策に力を入れて実施されたい。</p> <p>(市民税課)</p> <p>【意見 27】(報告書 131 ページ) 事業所等新設(廃止)申告書の記載の不備について 事業所等新設(廃止)申告書の提出があった際は、貸付者に関する記載の不備の防止及び指導が望まれる。</p> <p>(市民税課)</p>	<p>提出された事業所等新設(廃止)申告書の内容に不備等があった場合は、提出者に対して適宜訂正等の指導を行う。</p> <p>(市民税課)</p>
<p>第10 市税の徴収事務 (1) 滞納整理の検証 【意見 28】(報告書 141 ページ) 担保提供書の使用及び実務上の猶予における担保提供について 担保提供書使用時の適否及び実務上の猶予の要件については、実務上の猶予(分納)についての内規に沿った運用とすべきである。</p> <p>(収納課)</p> <p>【意見 29】(報告書 141 ページ) 差押通知書の記載内容について 通知書の記載について公平性に配慮の上、適切な表現とするべきである。</p> <p>(収納課)</p> <p>【意見 30】(報告書 142 ページ) 時効管理について 時効管理を徹底して最大限時効による欠損を防止すべきである。</p> <p>(収納課)</p>	<p>当該案件は、報告書記載のとおり滞納者との交渉の中でやむを得ず実施したものである。担保提供書使用時の適否及び実務上の猶予の要件については、実務上の猶予(分納)についての内規に沿った運用としている。</p> <p>(収納課)</p> <p>当該案件は、二重納付による還付手続を考慮したものである。監査日以降、自主納付の抑制になるような記載をしないよう徹底した。</p> <p>(収納課)</p> <p>今後もシステムにより定期的に時効を管理し、時効による欠損をなくしていく。</p> <p>(収納課)</p>
<p>(2) 収納・滞納整理事務の検証 【意見 31】(報告書 143 ページ) 収納率について 更なる収納率の向上を期待したい。</p> <p>(収納課)</p> <p>第11 国民健康保険料の徴収事務 (1) 滞納整理の検証 【意見 32】(報告書 151 ページ)</p>	<p>今後も適時適切な文書催告、財産調査・滞納処分の早期着手により、滞納整理を進め、徴収率の向上に努めていく。</p> <p>(収納課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>督促状、催告書の封筒について 滞納者に対し、督促状、催告書を一見しただけである程度の心理的圧迫感を与え、早期の納付につなげるために、督促状の封筒に「大切なお知らせ」や「重要書類」の表示をし、催告書の封筒には、例えば、滞納金額に応じて封筒の色を変える、表面に「至急開封」等の表示をするといった工夫も検討されたい。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>【意見 33】(報告書 152 ページ) 長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証 交付事務取扱要領の遵守について 短期証保有者に対する一般証の交付、短期証対象者への短期証交付について、取扱要領に沿ったものではないため、取扱要領に従った運用がなされることが望まれる。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>【意見 34】(報告書 153 ページ) 滞納者への対応について 資力があると認められる滞納者については、安易に分割納付を認めず、一括納付を説得するようマニュアルに沿った対応が望まれる。また、滞納者へ分割納付を認める場合においても、資力に応じた分納金額となるように留意し、公平な滞納整理が運用されることが望まれる。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>【意見 35】(報告書 154 ページ) 延滞金の免除について 今後は法令に対する理解をより深め、再発防止策を講じ、地方税法第 15 条の 9 の 4 に定められた延滞金の免除規定に従った滞納整理事務の徹底が望まれる。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>【意見 36】(報告書 155 ページ) 国民健康保険税について 国民健康保険税とすることによって徴収率が高くなるといった徴収面でのメリットもある程度期待できると思われるため、将来的には国民</p>	<p>催告書は令和5年度末までに対応済、督促状は令和6年度中に対応予定で、早期の納付につなげていく。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>短期有効期限被保険者証（短期証）交付の目的を達成するため、原則として窓口交付の方法としているが、反応がない滞納者へは例外的に郵送の方法により交付を行っている。 令和6年12月のマイナンバーカードと保険証の一体化による保険証の廃止に伴って、短期証も廃止となることから、これに代わる保険料納付を促す取組について、取扱要領等を定めて運用する。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>令和6年度当初に「収納基本方針」を定め、この方針に基づき滞納整理を具体的に進めるために「滞納整理マニュアル」を共有することにより徴収担当者による対応の違いが生じないように対応している。 特に分割納付については、徴収対策についての基本形を示すとともに、納付相談・納付折衝や、分割納付についての注意事項についても共有して公平な滞納整理を進める。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>令和5年度中に徴収担当者間で法令理解を深めた。該当する案件については、令和6年度から差押時に滞納システムの画面に表示するように対応し、換価（自主納付）時には適正に延滞金が免除できるように再発防止策を講じた。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>引き続き保険料制度を継続していくが、徴収権の消滅時効や優先順位で税の方にメリットがあることは承知している。</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>健康保険税とすることも視野に入れ、税への変更による徴収面でのメリットも研究されたい。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>第12 介護保険料の徴収事務 (1) 滞納整理の検証 【意見 37】(報告書 161 ページ) 電話催告について 特殊詐欺防止の観点から、事務処理要領から電話による催告の規定を削除し、電話による催告は完全に廃止すべきである。 (介護保険課)</p> <p>【意見 38】(報告書 162 ページ) 各種書面の整備について 滞納処分実施に伴い、納付を促すための記載を給付制限から滞納処分に改めるなど、各種書面の整備を進められたい。 (介護保険課)</p> <p>【意見 39】(報告書 163 ページ) 訪問徴収の今後の方向性について 将来的な廃止も視野に、訪問徴収の規模と役割を縮小させつつ、滞納処分の更なる拡充を進められたい。 (介護保険課)</p> <p>第13 市営住宅使用料の徴収事務 (1) 滞納整理の検証の視点 【意見 40】(報告書 175 ページ) 分納を希望する滞納者に対する使用料納付誓約書の取り交わしについて 使用料納付誓約書は、滞納額の本人の承認及び時効停止要件に該当し、債権管理のための重要な書類に該当するため滞納者が違背者である場合や滞納者本人と接触できなかったことを理由として取り交わしが省略されるものではない。滞納者との納入約束を交わす場合には、必ず書面により取り交わすよう、担当職員及び公社への徹底が望まれる。 (住宅課)</p>	<p>料と税ではそれぞれに一長一短があるため、歳入確保による国保財政の健全化を図り将来にわたって安定的に運営していくために、本市の実情に応じて研究を行う。 (国保・高齢者医療課)</p> <p>状況に応じて、電話による事務連絡を行う場合もあるが、現在の社会情勢を鑑み、犯罪防止につながるという観点から、事務処理要領に「原則、電話による催告を行わない」と表記を改め、対処していく。 (介護保険課)</p> <p>給付制限中心から滞納処分の実施についての内容を加えるよう見直す。 (介護保険課)</p> <p>市税徴収のように本来は訪問による徴収は行わないことが理想であるが、介護保険料の場合は監査意見のとおり一定の必要性があることも事実であるので、滞納処分の進捗に合わせて訪問徴収については段階的に縮小するとともに、今後、滞納処分に関する事務（財産調査文書の発送、集計等とりまとめ、システム入力等）を強化し、滞納処分の更なる拡充を進めていく。 (介護保険課)</p> <p>市営住宅等の管理業務を行っている長野県住宅供給公社との定例会（令和6年3月22日開催）において、滞納者との納入約束を交わす場合は、必ず書面により取り交わすよう徹底した。 (住宅課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>【意見 41】（報告書 175 ページ） 住宅家賃の保証人催告について 連帯保証人催告自体が滞納金の円滑な回収に対して影響することは否定できないが、事務処理要領の通りに連帯保証人への催告が行われている事案と比較した場合、公平性の面で、適切とは言えない。滞納者の事情にかかわらず連帯保証人への催告を遅滞なく行うよう、担当職員及び公社への徹底が望まれる。 (住宅課)</p> <p>(2) 公平性の視点 【意見 42】（報告書 177 ページ） 債権法的性質について 市営住宅使用料は、公債権と私債権のどちらと捉えるかは自治体の判断により分かれていることから、市では、非強制徴収公債権として整理している。しかしながら、最高裁判例では、公営住宅の使用関係は民間の賃貸借契約と同様であるとして、一般法である民法及び借地借家法の適用を認めたことから、現在では公営住宅使用料を公債権としている自治体は減少傾向にある。判例や学説、他市の状況等を踏まえ、現在の取り扱いが適切であるか改めて検討することが望まれる。 (住宅課)</p> <p>(3) 滞納整理の検証の視点 【指摘 2】（報告書 177 ページ） 不納欠損処理について 判決で確定した市営住宅使用料、市営住宅損害賠償金を不納欠損処理する場合の根拠を明確にし、適用する法令に基づく債権の消滅時効を欠損処理理由として処理すべきである。 (住宅課)</p> <p>第 14 保育料の徴収事務 (1) 滞納整理の検証 【意見 43】（報告書 189 ページ） 保育所等利用者負担額滞納整理マニュアル、保育料の徴収事務の遵守について 督促後なお滞納となっている場合は速やかに滞納者への接触を図り、催告書による納付期限までに納付がなく、滞納者からの反応もない場合は少なくとも電話による催告を行い、滞納整</p>	<p>市営住宅等の管理業務を行っている長野県住宅供給公社との定例会（令和6年3月22日開催）において、滞納者の事情にかかわらず3か月以上滞納している者については、連帯保証人への催告を行うこと、また保証人催告が困難な場合は、その案件と理由を整理しておくことを徹底した。 (住宅課)</p> <p>市営住宅使用料は、公債権と私債権のどちらと捉えるかは自治体の判断により分かれているところではあるが、他市の状況等を踏まえ、私債権への移行に向けて検討する。 (住宅課)</p> <p>判決で確定した市営住宅損害賠償金は、私債権であることから、令和5年度の不納欠損処理から時効期間は10年、時効の援用を必要とすることとし、令和6年3月27日付けで「長野市営住宅及び特別市営住宅使用料等の不納欠損基準」を改正し、改善を図った。 (住宅課)</p> <p>滞納整理マニュアル及び保育料の徴収事務に記載された手順どおり徴収事務を実施していく。 (保育・幼稚園課)</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>理マニュアル、保育料の徴収事務に記載された 手続どおりの滞納整理を行うことが望まれる。 (保育・幼稚園課)</p> <p>【意見 44】（報告書 189 ページ） 督促後交渉経過記録の記載について 督促後交渉経過記録の記載は、債権管理上重要 な記録であり、滞納整理マニュアルにおいても、 納付状況や交渉記録等の情報記録が重要である 旨の記載があるため、督促状や催告書、納付の 記録だけでなく、納付額、督促手数料、延滞金 の金額、電話、訪問による催告や納付折衝、納付 相談の実施記録についても記載することが望まれ る。 (保育・幼稚園課)</p> <p>【意見 45】（報告書 190 ページ） 滞納処分の実施について 保育料を滞納している場合、児童手当からの 特別徴収や本人の申出を得て児童手当からの申 出徴収をおこなっているが、明らかに所得があ るにもかかわらず正当な理由なく保育料を滞納 している悪質滞納者には、収納課等とさらに連 携し、預貯金調査や勤務先への給与照会等の財 産調査を躊躇なく行い、財産状況に応じた滞納 処分を実施することが望まれる。 (保育・幼稚園課)</p> <p>(2) 収納、滞納整理事務の検証</p> <p>【意見 46】（報告書 191 ページ） 口座振替の更なる利用促進について 口座振替が原則である以上は、効率性の観点 から口座振替を利用できないやむを得ない事情 がない限り口座振替利用とするのがよいのは 言うまでもない。人員不足等で滞納処分等本来 行うべき業務を行えていない状況等もある。自 主納付を認めるやむを得ない事情を検討し、個 人的な事情を安易に認めることはせず、口座振 替の利用促進にさらに注力されたい。 (保育・幼稚園課)</p> <p>【意見 47】（報告書 192 ページ） 保育料滞納者に対する不利な取り扱いについ て 減点調整等を行うことにより滞納者への不利 な取り扱いを実施している他自治体を参考にし て、納入義務者に対して真に公平な徴収事務を</p>	<p>督促後の交渉経過記録に詳しく記載がないもの は、平成 26 年度以前の滞納分となっていて、平成 28 年度に滞納整理マニュアルを作成し、電話、訪 問による催告や納付折衝、納付相談の実施記録に ついても記載することとしているので、引き続き 滞納整理マニュアルに従い、漏れなく経過記録を 記載していく。 (保育・幼稚園課)</p> <p>滞納については、分納誓約や児童手当からの天 引き等により徴収を行っており現在のところ、明 らかに所得があるにもかかわらず正当な理由なく 保育料を滞納している者はいない状況である。 なお、滞納処分については引き続き実施に向け て調査・研究を継続していく。 (保育・幼稚園課)</p> <p>令和 6 年度中に W e b 口座振替受付サービスを 実施する予定であるため、これにより口座振替の 利用を更に促進していく。 また、口座振替を利用できないやむを得ない事情 については、滞納整理マニュアルに明記したとこ ろである。 (保育・幼稚園課)</p> <p>児童福祉法により市町村は保育の実施義務を有 しており、保護者が保育料を滞納していることの みを理由に保育所の退所はできないと解されてい</p>

措置の通知書

令和5年度 包括外部監査(監査人 中澤 正人)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>行うことを念頭に置き、減点調整項目に保育料滞納者を追加するなど、悪質な滞納を牽制する一般的かつ有効な手段である滞納者に対する不利な取り扱いの実施について再検討されたい。 (保育・幼稚園課)</p> <p>第15 総括 【意見48】（報告書194ページ） 収納の連携強化と付随するキャリアプランの創設について 収納課のノウハウを共有する全庁的な連携強化に限らず、収納力が向上する体系的なキャリアプランを創設することなども検討し、庁内の情報共有を図り、もって収納力向上を図ることが望まれる。 (収納課)</p> <p>【意見49】（報告書194ページ） 賦課事務のシステムにおける税務担当課間の連携強化について システムの標準化・統一化に合わせて、効率的な情報連携強化のための閲覧権限等の検討を進められたい。 (市民税課) (資産税課) (収納課)</p> <p>【意見50】（報告書196ページ） 他市の運用事例にみる債権管理室設置による合理化について 福井市のような強制徴収公債権の一元的徴収を行う債権管理室の設置を研究されたい。 (収納課)</p>	<p>る。よって滞納していることを理由に利用調整において点数を減点した場合、入所保留となることも考えられ、減点は適切ではないと考えている。また、滞納している理由も様々であり、約束どおり分割納付を履行している場合もあることから、実施は困難である。 (保育・幼稚園課)</p> <p>徴収に関するノウハウについては、今後も収納向上対策会議における研修等により、強化を図っていく。 体系的なキャリアプランについては、関係各課と情報共有しながら研究していく。 (収納課)</p> <p>標準化・統一化に向けたシステムの検討・移行に合わせ、必要に応じて税三課で閲覧権限等について検討していく。 (市民税課) (資産税課) (収納課)</p> <p>債権管理の一元化について、過去に検討したが、本市においては実施していない。地方税共同機構による公金収納や標準化の動向を見ながら、関係各課と情報共有しながら研究していく。 (収納課)</p>